

平成28年7月1日

本部各課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する取扱要綱について（例規通達）

改正 令2務発第974号

職員の退職管理の適正化を図るため、別添のとおり、三重県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する取扱要綱を制定することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

三重県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する取扱要綱

第1 目的

この要綱は、職員の退職管理に関する条例（平成28年三重県条例第1号。以下「条例」という。）及び職員の退職管理に関する規則（平成28年三重県人事委員会規則15-0）に基づき、三重県警察を退職した職員の再就職情報の届出及び公表に関し必要な事項を定めることにより、退職管理の適正化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 元管理職職員

離職前に管理職であった職員（条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた職員であって、管理職手当が支給されていた職員をいう。ただし、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を除く。）をいう。

2 営利企業等

営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

第3 再就職情報の届出及び公表

1 届出

(1) 届出対象者

元管理職職員で、営利企業等に再就職した者とする。

(2) 届出が必要な期間

離職の日から2年間とする。

(3) 届出事項

当該職員の氏名、離職時の所属・職名、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位とする。

(4) 届出方法

届出対象者は、再就職情報（変更）届出書（別記様式第1号）により、警務部警務課長を経由して、三重県警察本部長（以下「本部長」という。）に届出するものとする。

なお、届出が必要な期間内に営利企業等に再就職先を変更した場合も同様とする。

2 公表

(1) 公表対象者

条例第3条の規定による届出をした者のうち、公表について同意した者とする。

(2) 公表事項

届出事項と同様とする。

(3) 公表時期

本部長は、毎年度上半期中に、公表事項を公表するものとする。

(4) 公表の同意等

公表対象者は、再就職情報を届け出る際、併せて再就職に係る公表の同意書（別記様式第2号）を提出するものとする。

また、再就職先である営利企業等に対して、再就職先名が公表されることについて、公表対象となる職員から同意書提出前に説明するものとする。

3 様式の保存期間

当該職員が三重県警察を離職した日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して2年とする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

年 月 日

三重県警察本部長 殿

住所
氏名
電話番号

再就職情報（変更）届出書

職員の退職管理に関する条例（平成28年三重県条例第1号）第3条の規定に基づき、次のおり報告します。

また、離職後2年間、再就職先が変更になった場合は速やかに届け出ます。

氏名（ふりがな）	()
離職時の所属・職名	
離 職 日	年 月 日
再就職先の名称	
再就職先の地位	
再就職日（変更日）	年 月 日

年 月 日

三重県警察本部長 殿

所属・職名
氏名

再就職に係る公表の同意書

私は、この度、次の営利企業等に再就職するに当たり、三重県警察職員の再就職情報の届出及び公表に関する取扱要綱第3の規定に基づき、氏名、離職時の所属・職名、離職日、再就職日、再就職先の名称及び再就職先における地位が公表されることについて、同意します。

なお、再就職先名等が公表されることについては、再就職先からの同意を得ています。

(営利企業等名称)

- (注) 1 氏名は、同意者が自筆で記入してください。
2 既に離職している職員は、所属及び職名の記載を省略してください。